

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 宣和

- 1 日時
令和5年12月12日（火曜日）
午後2時54分開会、午後3時17分散会
- 2 場所
第5委員会室
- 3 出席委員
佐々木宣和委員長、畠山茂副委員長、佐藤ケイ子委員、柳村一委員、福井せいじ委員、鈴木あきこ委員、吉田敬子委員、佐々木努委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
及川担当書記、菊池担当書記、藤川併任書記、千葉併任書記、青木併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
福田環境生活部長、小國副部長兼環境生活企画室長、佐々木環境担当技監、阿部若者女性協働推進室長、中村環境生活企画室企画課長、古澤資源循環推進課総括課長、酒井自然保護課総括課長、石手洗資源循環推進課廃棄物施設整備課長、藤井若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長
 - (2) 保健福祉部
野原企画理事兼保健福祉部長、松村副部長兼保健福祉企画室長、吉田医療政策室長、高橋子ども子育て支援室長、田内保健福祉企画室企画課長、前川健康国保課総括課長、前田地域福祉課総括課長、日向障がい保健福祉課総括課長、柴田医療政策室医務課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 環境生活部関係審査
議案第24号 令和5年度岩手県一般会計補正予算（第5号）
第1条第2項第1表中
歳出 第3款 民生費
第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

第2条第2表中

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

(2) 保健福祉部関係審査

議案第24号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4款 衛生費

第4項 医薬費

第2条第2表中

第3款 民生費

第4款 衛生費

第4項 医薬費

9 議事の内容

○佐々木宣和委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

なお、下川長寿社会課総括課長は療養のため欠席とのこととありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第24号令和5年度岩手県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第4款衛生費のうち環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小國副部長兼環境生活企画室長 環境生活部関係の補正予算について御説明申し上げます。

議案(その3)の8ページをごらん願います。議案第24号令和5年度岩手県一般会計補正予算(第5号)のうち、当部の補正予算は、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、3款民生費、2項県民生活費の376万5,000円の増額と、4款衛生費、2項環境衛生費の22億5,558万3,000円の増額と合わせまして、総額22億5,934万8,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の25ページをごらん願います。4款衛生費、2項環境衛生費、3目環境衛生指導費であります。右側の説明欄2段目、一般財団法人クリーンいわて事業団施設整備事業費補助は、産業廃棄物の適正処理を推進するため、一般財団法人クリーンいわて事業団が行う公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業に要する経費を補助しようとするものであります。

6目鳥獣保護費であります。右側の説明欄、ツキノワグマ被害防止対策事業費は、新規事業といたしまして、熊による被害を抑制するため、春季捕獲実施者への支援及び市街地公園の熊の侵入防止対策を行おうとするものであります。

次に、繰越明許費について説明申し上げます。再びお手元の議案（その3）にお戻りいただきまして、10ページをごらん願います。第2表繰越明許費補正、追加の表中、当部関係は、4款衛生費のうち2項環境衛生費の22億5,086万円余であり、年度内に事業が完了しない見込みであること等から繰り越そうとするものであります。

以上が環境生活部関係の補正内容であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 ツキノワグマの被害防止対策事業費571万9,000円についてお伺いいたします。12月県議会定例会追加提出予定議案等説明会の資料の中では、春季捕獲実施者への支援とあります。例えば今は穴を持たない熊、冬眠しない熊がいるということも言われているのですが、その際に春にならない時点で捕獲した場合は対象にならないのか。時期的な部分と、どういう考え方で春からということになったのか確認したいと思えます。

それから、捕獲1頭当たり8,000円の目標、積算根拠をお知らせください。

○酒井自然保護課総括課長 現在の捕獲の関係の考え方ではありますが、大きく分けまして、まず4月から10月までの間は、いわゆる有害捕獲という形で捕獲を進める形になっておりますし、11月からおおむね2月いっぱいまでは、狩猟ということで、趣味の形で熊を捕獲する、いわゆるハンターが趣味で捕獲する期間ということですすみ分けをしております。残った隙間部分として、狩猟の伝統文化の保存のためということで春季捕獲を実施しております。今回これまで春季捕獲に関しましては対象市町村に協力をお願いする形だけで、特段対価の支払いは行っておりませんでした。今年度の熊被害の甚大な被害が発生しているということで、今回その対策の意味も含めて、実働経費に対して一旦お支払いすることによって確実な実施をお願いし、春季捕獲の目的である熊の追い払い、学習効果ということを確実に実施していただくために経費を計上させていただいたところです。

次に、捕獲に係る経費の考え方につきましては、大体平均捕獲数から計算させていただいております。予算上では125頭分を積み上げさせていただいております。これまでの平

均値でいきますと、大体1市町村当たり8頭ぐらいたったのですけれども、今年度の被害が約2.2倍になっているということもふやす要素として考えまして、おおむね125頭ということで計算をさせていただいているところです。

○佐藤ケイ子委員 11月から2月は狩猟の対象だとすると、今回の8,000円の対象は、3月からということでもいいのですか。

それから、先ほどの本会議の中では、市町村がセンサーカメラなどを設置する支援を今までもやってきたということでもありますけれども、それは今回の対象ではないけれども、別建てで常にこういう市町村支援金は用意してあるという意味でよろしいのでしょうか。

○酒井自然保護課総括課長 まず、春季捕獲の実施時期につきましては、熊の狩猟による捕獲が2月いっぱいということになっておりましたので、それ以降の3月から、有害捕獲と若干時期がかぶりますけれども、おおむね5月までを対象として春季捕獲をさせていただいているところです。

次に、センサーカメラの経費であります。県でこうした支援を市町村に対して行っていたかという、こういった支援は行っておりませんでしたけれども、農林水産省で取り組んでいる有害捕獲であれば、こういったカメラを設置したり、例えば電気防止柵を購入して設置するといったことができる仕組みになっております。ただ、せんだって11月に開催した対策会議の中で、農林水産部が調べたところによりますと、思ったより市町村で活用されていないという実態もわかったものですから、今回貸与という形ではありますけれども、一度お試しで使っていただいて、以後市町村のほかの地域で展開していただくときには、有害の制度を使って展開をしていただくといった、呼び水的なところも期待して行うものです。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第24号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4

款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第3款民生費、第4款衛生費のうち保健福祉部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**松村副部長兼保健福祉企画室長** 保健福祉部関係の補正予算議案1件について説明申し上げます。

議案第24号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第5号）についてであります。議案（その3）の8ページをごらん願います。一般会計補正予算（第5号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費のうち1項社会福祉費と3項児童福祉費の5億1,470万円余の増額と、4款衛生費のうち4項医薬費の3億7,004万円余の増額で、総額8億8,474万円余の増額補正です。補正後の当部関係の歳出予算総額は1,769億1,339万円余となります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明申し上げます。お手元の予算に関する説明書の22ページをごらん願います。金額の読み上げは省略し、主な内容のみ説明申し上げますので、御了承をお願いいたします。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の右側説明欄、社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援費は、光熱水費や食材料費が高騰し、負担が増加している救護施設に対して、定員1人当たり6,000円に食材料費4,000円を加算した支援金を支給しようとするものです。

2目障がい者福祉費の社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援費は、障がい福祉サービス事業所等に対して、通所系は1事業所当たり6万円に食材料費分3万円を加算した額を、入所系は定員1人当たり6,000円に食材料費分4,000円を加算した額を、訪問相談系は1事業所当たり3万円の支援金を支給しようとするものです。

3目老人福祉費の社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援費は、介護サービス事業所等に対して、通所系は1事業所当たり6万円に食材料費分4万円を加算した額を、入所系は定員1人当たり6,000円に食材料費分4,000円を加算した額を、訪問相談系は1事業所当たり3万円の支援金を支給しようとするものです。

24ページに参りまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費の社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援費は、児童養護施設等に対して定員1人当たり6,000円に食材料費分4,000円を加算した支援金を支給しようとするものです。

26ページに参りまして、4款衛生費、4項医薬費、2目医務費の医療施設等物価高騰緊急対策支援費は、病院及び有床診療所は1施設当たり20万円に1床につき1万円と食材料費分1万400円を加算した額を、その他医療施設は1施設当たり最大10万円を、特別高圧を受電する医療機関で加算支援金として1床当たり2万3,000円の支援金を支給しようとするものです。

3目保健師等指導管理費の看護師等養成所運営費補助は、民間立看護師等養成所の光熱費を補助しようとするものです。

4目薬務費の医療施設等物価高騰緊急対策支援費は、薬局に対して1店舗当たり1万5,

000円の支援金を支給しようとするものであります。

次に、繰越明許費について説明申し上げます。お手元の議案（その3）にお戻りいただきまして、議案（その3）、10ページをごらん願います。第2表繰越明許費補正、追加の表中、当部関係は、3款民生費のうち1項社会福祉費と3項児童福祉費の5億6,998万円余、4款衛生費のうち11ページに参りまして、4項医薬費の4億1,638万円余であり、合わせて9億8,636万円余の7事業であり、物価高騰対策支援金の支給に当たり、十分な申請期間の確保のため、年度内に支給が完了しない見込みであることなどから繰越しを行おうとするものです。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○吉田敬子委員 今回障がい福祉サービスの事業所の分の通所のところは、1事業所当たり6万円に食材料費3万円が加算されていて、介護サービス事業所の場合は、通所系だと1事業所当たり6万円に食材料費4万円となっています。障がい福祉サービス事業所と介護サービス事業所での通所系での加算した額というのは違いがあるのですが、この違いについての積算の根拠を教えてください。

それから、障がい福祉サービスと介護サービス、そして児童養護施設とそれぞれなのですけれども、1食当たり大体今どの程度なのでしょうか。

あとは、児童養護施設だと子供たち向けの食材を提供しているのと、介護だと御高齢者の方なのですけれども、そういう1食当たりのそれぞれの大体の金額がわかれば教えてください。

○田内企画課長 障がい福祉サービス事業所と介護サービス事業所の通所系の単価の違いについてですが、障がい福祉サービス事業所につきましては食材料費3万円、介護サービスの食材料費4万円ということで、こちらの積算につきましては、それぞれ通所系の施設ですので、平均した通所人員に応じて単価を設定しております。障がい福祉サービス事業所が平均の通所人員が22人、介護が28人ということで、その違いであります。もっと具体的に言いますと、食材料費については入所系の施設で4,000円としていますけれども、それが入所系施設なので1日3食出ると、通所系の施設は1日1食ですので、3分の1して1,300円余ということになります。その1,300円余に先ほどの22人と28人を掛けて、あとは切上げしているのですけれども、そういうことで3万円と4万円という違いになっております。

○松村副部長兼保健福祉企画室長 介護拠点施設、高齢者の施設の関係は私からお答えを申し上げます。

今の食事の提供に要する平均的な費用の額ということで基準費用額というのがありまして、それについては日額1,445円ということで設定されております。障がいの施設についても同様であります。

○高橋子ども子育て支援室長 児童養護施設等につきましては、措置費で単価が設定されておりますが、食材費につきましては一般生活費の中に含まれているものでありまして、児童養護施設ですと月額で5万3,450円ということで、食材費と生活に係るさまざまな必要物品も合わせてこの月額の中に含まれているということです。

一方で、一時保護所における1人当たりの食材料費は日額1,098円という雑費でありまして、これらの金額ということでもあります。

○柳村一委員 老人福祉費の緊急対策支援費は、前回支援費のときにサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームは対象外だったということなのですからけれども、今回もまた同じような形になるのでしょうか。

○松村副部長兼保健福祉企画室長 今回の支援につきましても、公定価格で運用していただいている施設でありますので、サービス付き高齢者向け住宅などに入居されている方から別途料金をいただけるということで、こちらについては今回も対象にしていなくていいところでもあります。

○柳村一委員 ということは、利用者の負担がふえるということか、もしくは施設がかぶるといふ、それ以外方法はないということで、県としてはそれに対する手当はないということでしょうか。

○松村副部長兼保健福祉企画室長 公定価格の部分につきましては、どうしても年度の中で、改定といったところもありませんし、やはり価格転嫁が難しいという状況でありますので、ここについて今回県として支援をするべきところと判断して、公定価格の対象の施設としたところです。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。